川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間の変更について

川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間(平成25年12月18日議決)を次のとおり変更する。

平成29年9月1日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

参考資料

1 現行の指定管理者の指定期間について(平成25年11月29日提出・平 成25年12月18日議決)

管理を行わせる公	名 称	かわさき南部斎苑
の施設の名称及び	所在地	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
所在地	名 称	かわさき北部斎苑
	所在地	川崎市高津区下作延6丁目18番1号
指定管理者となる	住 所	川崎市川崎区堤根34番地15
団体	名 称	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業
		共同体
	代表者	公益財団法人川崎市シルバー人材センター
		理事長 栗山 敏子
	構成員	富士建設工業株式会社
		代表取締役 鳴海 利彦
現行の指定期間	平成 2 6	6年4月1日から平成30年3月31日まで

2 川崎市葬祭場指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成30年3月31日まで」を 「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

3 変更理由

かわさき北部斎苑大規模改修工事について、当初予定していた平成29年度末までの工事期間が平成31年度までに変更となったことに伴い、利用者にとって安心・安全を確保するなど、安定的な施設の管理運営を行うため、現行の指定管理者の指定期間を2年間延長するものである。